

## 第29回柏市農業委員会総会議事録

1 令和2年12月9日(水)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷茂が招集した。

2 場所 別館4階第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

### <農業委員>

|     |   |   |   |    |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|---|
| 1番  | 坂 | 卷 | 洋 | 行  | 2番  | 飯 | 野 | 文 | 夫 |   |
| 3番  | 飯 | 塚 | 恒 | 男  | 4番  | 岡 | 田 | 英 | 夫 |   |
| 5番  | 大 | 宮 | 茂 | 男  | 6番  | 染 | 谷 |   | 茂 |   |
| 7番  | 山 | 崎 | 明 | 久  | 8番  | 成 | 嶋 | 君 | 美 |   |
| 9番  | 石 | 井 | マ | サ子 | 10番 | 金 | 子 | 幸 | 司 |   |
| 11番 | 酒 | 卷 | 寿 | 雄  | 12番 | 谷 | 田 | 貝 | 和 | 代 |
| 13番 | 遠 | 藤 | 秀 | 生  | 14番 | 程 | 田 |   | 平 |   |
| 15番 | 橋 | 本 | 英 | 介  | 16番 | 村 | 越 |   | 等 |   |

16名中16名出席

### <農地利用最適化推進委員>

|     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 21番 | 坂 | 卷 | 儀 | 治 | 23番 | 浜 | 島 | 照 | 雄 |
| 24番 | 小 | 川 | 克 | 己 |     |   |   |   |   |

15名中3名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

|     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 17番 | 栗 | 原 |   | 豊 | 18番 | 砂 | 川 | 晴 | 彦 |   |
| 19番 | 木 | 村 |   | 寿 | 20番 | 相 | 模 | 農 | 夫 | 男 |
| 22番 | 関 | 根 | 勝 | 敏 | 25番 | 富 | 澤 | 英 | 三 |   |
| 26番 | 友 | 野 | 博 | 之 | 27番 | 増 | 田 | 直 | 晴 |   |
| 28番 | 染 | 谷 | 茂 | 幸 | 29番 | 山 | 野 | 辺 | 守 |   |
| 30番 | 石 | 井 | 一 | 美 | 31番 | 秋 | 谷 | 昌 | 治 |   |

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

次長 寺嶋 浩  
副主幹 原田 圭介  
副主幹 安藤 陽子  
主任 前野 正和

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

## 7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 令和2年度利用状況調査の結果について
- (6) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (7) 生産緑地地区内の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

**議長** それでは、ただいまより、第29回農業委員会総会を開催いたします。

着座して進めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中3名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをここにご報告いたします。

それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは、指名をいたします。

村越等委員，坂巻洋行委員，よろしくお願ひいたします。

次に、日程2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願ひます。

今月の担当は、第1調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、飯塚委員長，よろしくお願ひいたします。

**飯塚委員長** こんにちは。それでは、報告をさせていただきます。

農地第1調査会は、去る12月2日、3日、令和2年度第9回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条2件，第5条4件，主たる従事者証明3件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和2年8月に開催された第25回総会の議案第1号から3号の11件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

それでは、日程3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願ひします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

**飯塚委員長** それでは、1番についてご報告します。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、藤ヶ谷在住の譲受人が、自作地と一体で耕作するため、また、八千代市米本在住の譲渡人は、相続で農地を取得したものの農業経営ができないため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑2筆、1,407㎡で、タケノコ及びサツマイモなどを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** 成嶋です。

畑になっているんですけども、現状はどんなことなんでしょうか。

**飯塚委員長** 竹山とかですね。あまりいい畑じゃないそうなんですけれども。

**議長** よろしいですか。

**成嶋委員** はい。

**議長** そのほかに。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

**飯塚委員長** それでは、2番についてご報告します。

調査会資料は4ページからになります。

本件は、柏在住の譲受人が、自作地と一体で耕作するため、また、戸張在住の譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、戸張の畑1筆、497㎡で、栗を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

**飯野委員** 譲受人と成年後見人ですか、どちらのほうに責任の比重があるわけですか。耕作については。

**飯塚委員長** 譲受人になると思います。同じ経営体に家族がいますので。

**飯野委員** はい，分かりました。

**議長** どうぞ。

**成嶋委員** 土地代金はどのぐらいでしょうか。

**飯塚委員長** ●●です。

**議長** そのほか。

はい，どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。

この譲受人は，ここじゃなくて以前買った畑なんかは今，どんな感じになっているのでしょうか。

**飯塚委員長** 果樹に対しては，年間30本ぐらい補植してやっているということなんですけれども。週2回ぐらい来てやっているそうです。

**酒巻委員** 少しは進んでいる感じ。

**飯塚委員長** この間の現地調査見た感じでは，ある程度きれいに。草刈りとかは，きれいにはなっていましたけれども。

**村越委員** 木は，まだ成長はしていないんですけれども，草はこの間刈ってありましたね。

**浜島委員** 今回はある程度きれいにはなっていましたけど，今までの経緯からすると，荒れる可能性はあると思うんです。だから，今後もここについては，良く様子を見ていかないといけないと思いますし，必要に応じて指導もしていかないといけないと思います。

**村越委員** 小川委員が，良く果樹の専門家に話を聞いて，勉強してやるようになって言っていました。

**飯塚委員長** 第1調査会としては、そういう旨は伝えたんですけれども。

**小川委員** 1年前と今回と、2回にわたって管理を徹底するようには、お願いをしてあります。

**飯塚恒男委員長** 今回は息子さんが事情があって来られないということで、代理人にはその旨伝えるように言ったんですけれども。

**飯野委員** よろしいですか、飯野です。

**議長** はい。

**飯野委員** 私も柏地区なんで、たまに見に行っているんですけれども、あれ、隣接している水田の方は、どんなふうな考え方なのかなと思って、聞いてもらおうかと思ったけれども、コロナだから止まっちゃったんです。

**浜島委員** 土地が虫食い状態になっているから、色々弊害はあるかもしれない。うまく集約できればいいと思うんだけど、それぞれの地権者の考えもあるし、なかなか難しいところもあると思う。

**飯野委員** 結局観光農園にするんだって言うんだけど、これは何年間かもうたっているわけだよな。

**議長** 譲受人も成年後見人がついているということで、なかなか当初の構想の様にはいかないのかもしれないけど、息子さんには同じ経営体として、しっかり勉強しながら周りに迷惑をかけないようにやっていてもらいたいと思います。

**飯塚委員長** 第1調査会としても、今回の土地だけでなくこれまでの土地についても、周りに迷惑をかけないように勉強してしっかりやって

いって欲しい旨伝えましたし、やっていますとの答えも頂いています。

**議長** そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

**飯塚委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う駐車場への転用許可申請です。

申請地は、布施の畑1筆、524㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。



譲受人は市内で式場併設型の火葬場を営む法人で、利用者の増加に伴い、既存施設別館の駐車場が手狭となったため、当該施設に隣接した申請地へ新たに駐車場を増設する計画に至ったものです。

計画内容は、車10台を収容する駐車場で、場内は砕石敷き、出入口はアスファルト舗装とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は新たにコンクリートブロックを施工するほか、万能鋼板及び土留めとしてH鋼柱コンクリート柵板を設置し、土砂等の流出を防止します。整地に伴う土砂等の搬出入はありません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

どうぞ。

**成嶋委員** 2つあるんですけれども、最初に土地代金はお幾らですか。

**飯塚委員長** ●●です。

**成嶋委員** それから、申請理由で、既存施設別館、これ多分●●のことだと思うんですけれども、駐車場が手狭になったためと書いてあるんですけれども、ほかに駐車場何台止まるところがあって、その場所はどこでしょうか。というのは、この●●のところには、駐車場はないんですよ。この申請理由の書き方が、これじゃおかしいと思うんですよ。これだと、ほかに駐車場があるみたいな感じで書いてあります

よね。資料にも来客用の駐車場が不足するためって、これは駐車場がありませんから、この書き方が。これは事務局で確認していますか。

**事務局** 既存の駐車場については確認はしていないんですけれども、いずれにしても既存のといいますか、そちらの使うための駐車するスペースが手狭、狭いということで。

**成嶋委員** 手狭ということは、あるという前提の表現でしょ。

ここにはほら、申請理由のところに、既存施設別館の駐車場と書いてあるでしょう。ここには駐車場はないんですよ。

**事務局** 事務局です。

申請者のほうから提出をされております事業計画書の中に、現状隣接する●●の駐車場の一部を借用し、数台分確保しているという書き方をしていますので。

**成嶋委員** いや、それはね、正式には●●さんの駐車場、●●の脇に十数台止められるところがあるんですけども、それは正式には借りていません。●●町会で会合があるとき、この施設を使うときには、ただ、好意で●●さん、●●さんが置かせてくれているだけで、施設側とはそういう契約はしていないと思います。

いや、言葉尻を、ただ突っ込んでいるだけだけど。正式な言葉の使い方としては違うのかなと思うので。

**事務局** 事務局です。

今、成嶋委員からご指摘いただいた点については、確かにそういったこともあると思いますので、もう少し申請時にその辺のところを精査していきたいと思います。いずれにしましても、今回の案件につきましては駐車場がない或いは足りないということについて、新たに当該地に駐車場を作りたいということですので、そういうことをご審議いただければと思います。申し訳ございませんでした。

**議長** いいですか。

**成嶋委員** はい。

**議長** そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番から4番については一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

**飯塚委員長** それでは、2番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、賃貸借による権利設定を伴う駐車場への転用許可申請です。

申請地は、篠籠田の畑3筆、3,016㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は総合病院を営む法人で、既存の職員駐車場では手狭であることから、既存施設と隣接した申請地において、新たに駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、車101台を収容する駐車場で、場内は全面透水性アスファルト舗装とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は重量ブロックに重ねてメッシュフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から4番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声があったので、承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

**飯塚委員長** それでは、1番についてご報告します。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、正連寺在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、正連寺の畑3筆、1, 327㎡です。

申請理由は、令和元年12月、農業経営に欠くことのできない申出

者の親族が亡くなり，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第1調査会としては，承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声があったので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について，調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

**飯塚委員長** それでは，2番についてご報告します。

調査会資料は20ページからになります。

本件は，豊四季在住の方が，生産緑地法第10条の規定に基づき柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は，豊四季の畑4筆，6，478㎡です。

申請理由は，令和元年11月，農業経営に欠くことのできない申出者の配偶者が亡くなり，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第1調査会としては，承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、2番を承認いたします。  
次の審議に入ります。  
3番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

**飯塚委員長** それでは、3番についてご報告します。

調査会資料は22ページからになります。

本件は、南増尾在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、南増尾の畑1筆、2, 226㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が、病気により運動能力が著しく低下し、農業に従事することが不可能であることと医師に判断され、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、3番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ご苦労さまでした。

議案第4号(その1)につきましては、私、染谷が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは、退席をいたします。よろしくお願いします。

(染谷 茂会長退席)

**議長(飯野職代)** それでは、議長に代わり議事を進行させていただきます。

議案第4号(その1)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いいたします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、船戸に在住の農業者が上利根の田3筆、合計面積2,973㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長(飯野職代)** ご苦労様でした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**議長（飯野職代）** なしという声がありました。それでは、承認いたします。

議案第4号（その1）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手)

**議長（飯野職代）** ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷茂会長の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(染谷 茂会長入場)

**議長** 次に、議案第4号（その2）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、増尾に在住の農業者が増尾の田1筆、面積1,021㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第2番から3番は、加賀に在住の農業者が泉の畑4筆、合計面積4,386㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第4番から5番は、布瀬に所在する農地所有適格法人が岩井新田の田3筆、合計面積6,363㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第6番から9番は、五條谷に所在する農業法人が手賀の畑



6筆、合計面積7,253㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画第10番は、布瀬に在住の農業者が布瀬の畑4筆、合計面積2,097㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第2番は、布施に在住の農業者が弁天下の畑1筆、面積3,709㎡の所有権を移転するものです。

計画番号第3番は、布瀬に在住の農業者が片山の畑1筆、面積343㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**村越委員** 村越です。

この●●はどういう会社なんですか。

**農政課** 主に農産物の生産・加工・販売事業を主に行っている法人で、ネギやカブを耕作している法人になります。

**村越委員** 市場じゃなくて。

**農政課** 市場に出しているかどうか。

**坂巻（儀）委員** 知り合いですけれども、市場と直売をメインにやっています。法人といっても農家が法人化したただけなんです。

**村越委員** ●●とは違うんだ。

**坂巻（儀）委員** 違います。個人で。

**村越委員** 分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

**酒巻委員** 貸受者のほうが、柏市●●なんで、この●●の方が法人にしている。

**坂巻（儀）委員** ●●です。

**議長** よろしいですか。そのほか。

（「ありません」の声あり）

**議長** なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第4号（その2）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

**議長** ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課退席）

**議長** 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

**議長** ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

次に、1月の予定を申し上げます。

12月24日木曜日、25日金曜日が調査会で、12月24日は午前9時から、25日は午後1時から、ここ別館第5会議室でございます。

担当は、農地第2調査会です。

1月8日金曜日は総会で、午後2時から、ここ別館第5会議室でございます。

慎重審議、ありがとうございます。

以上をもちまして、第29回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時49分閉会)